

対 象 経 費

公益財団法人広島市文化財団の文化活動助成事業は、発表事業自体に対しての助成となりますので、発表会等に
係る経費を算出してください。

助成対象経費	印刷費	ポスター・チラシ・入場券・ダイレクトメール・アンケート・無料で配布するプログラム・無料で配布するカタログ等の印刷費	
		これらの印刷に要する用紙代・インク代・コピー代・デザイン料	
	会場使用料	ホール、会議室、ギャラリー等の使用料（照明・音響等の付属設備料、光熱水費を含む）	
		*本番・前日のゲネプロ（通し総稽古）及び仕込みに係る経費は可	
	舞台・会場設営費	会場設営・撤去費 （会場看板制作委託料、テント設営、もうせん設置、舞台装飾・会場装飾、舞台花等）	
		大道具費（舞台美術料、舞台背景委託料等）	小道具費（家具、置物等）
		舞台操作費	照明費 （照明プラン、照明操作、照明機材賃借等）
		音響費 （音響プラン、音響操作、音響機材賃借等）	字幕費
ピアノ調律費		機材賃借料（楽器、演出機材、冷暖房器具等）	
展示説明のためのパネル・キャプション作成費		舞台・会場設営に要する消耗品等	
道具・機材・楽器・作品運搬費（運搬に伴う車両賃借、駐車場代等※有料道路代は不可）			
*発表のための一時的なステージ、展示壁、展示台等の設置費は可			
助成対象外経費	舞台費	衣裳費（着付け料、クリーニング代等）	かつら費
		被り物費	持ち道具費
		メイク費	履物費等
	報償費	ゲスト出演料	エキストラ奏者出演料
		譜めくり謝礼金	司会者謝礼金
		会場整理員賃金	受付賃金
		託児謝礼金	作曲料
		編曲料	作詞料
		稽古ピアニスト料	演出料
		監修料	振付料
		舞台監督料	衣裳等デザイン料
		演出等助手料	台本料
	翻訳料	通訳料	
	練習場使用料	本番前日までに使用した練習場の使用料（本番のための練習に限る）	
	事務費・その他	印刷に係る印刷費以外の作成経費（原稿執筆謝礼金、写真撮影費、写真掲載料等）	
		有料配布する場合のプログラム・カタログ等の作成経費（原稿執筆謝礼金、印刷費等）	
		広告宣伝費（新聞・雑誌・駅張り広告、宣伝デザイン料、ホームページ作成料、新聞折り込み、ポスティング、ちらし貼付け設置料等）	
		記録費（録画・録音・写真撮影、DVD、CD、MD、USBメモリ、写真アルバム等）	
		記録集・報告書作成費	絵画等額縁経費
		著作権使用料	楽譜賃借料
楽譜購入費		ワークショップ材料費等	
入場券等販売手数料		案内状送付料	
事務用品（消耗品）の購入		事務関係コピー代	
振込手数料		催事保険料	
会場駐車場警備費		ゲスト出演者等旅費（交通費・宿泊料）	
本番当日に係る出演者及びスタッフの弁当・ケータリング等の飲食代			
申請書に記入できない経費	事務所維持費	職員給与	
	楽器・事務機器・事務用品の購入費	ステージ	
	展示壁	展示台等の恒久設置の経費	
	美術作品等の画材費・素材費	写真展写真プリント・パネル	
	音楽作品・映像作品等の作品制作費	電話代・ファックス代・メール代	
	取材・会議・企画・制作等に係る経費	マネジメント料	
	レセプションパーティに係る経費・打ち上げ費等	予備費	

※助成対象経費は、実施報告書提出時、領収書の写しが必要となります。

また、領収書に不備がある場合は必要経費として認められない場合があります。

（宛名、日付、金額、但し書き、発行者の住所・法人(団体)名・代表者名・押印が無い等）

※営利事業とみなされる経費

応募する個人や団体の構成員に利潤が配分される場合（出演料や謝礼金等の名目で配分される場合を含む）は営利事業とみなし、助成の対象となりませんのでご注意ください。